

参 照 条 文

○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抜粋）

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四 （略）

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第118条第1項第4号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第41条第1項第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第118条第1項第4号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 （略）

（免許の拒否等）

第90条 公安委員会は、前条第1項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては1年を、仮免許にあつては3月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第12項までにおいて同じ。）を与えず、又は6月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（第102条第1項及び第103条第1項第1号の2において単に「認知症」という。）である者

二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三～七 （略）

2～14 （略）

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 （略）

2 （略）

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第117条の4第1項第2号に該当する者を除く。）

五・六 （略）

2・3 （略）

○ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（抜粋）

（免許の拒否又は保留の基準）

第33条 法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する場合（次号の場合を除く。）には、運転免許（以下「免許」という。）を与えないものとする。
- 二 6月以内に法第90条第1項第1号から第2号までのいずれにも該当しないこととなる見込みがある場合には、免許を保留するものとする。

2 （略）

（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）

第33条の2の3 法第90条第1項第1号イの政令で定める精神病は、統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。

2 法第90条第1項第1号ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であつて、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
- 三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）

3 法第90条第1項第1号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 そう鬱病（そう病及び鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
- 二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- 三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

4 （略）

○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抜粋）

（自動車の装置）

第41条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一～十五 （略）

十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八～二十一 （略）

2 （略）

（原動機付自転車の構造及び装置）

第44条 原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一～十 （略）

十一 速度計